

相談支援班からのおたよりです



令和5年7月6日発行

岩戸支援学校 支援連携グループ相談支援班

明日は七夕（たなばた）です。七夕の由来や意味は様々な説がありますが、秋の豊作や、機織り（はたおり）の技術向上を願う行事などが合わさって今の形になったようです。歌にもある五色の短冊（たんざく）にも意味があり、紫（黒）は学業に関する願い事を、赤は両親や先祖に感謝すること、白は規則や義務を守り達成できるよう願い、黄は人間関係に関すること、青（緑）は成長に関係することを、それぞれに書いて願うとされます。笹竹に飾るのは、冬の寒さにも負けずまっすぐに育つ竹の生命力に神聖な力が宿っていると考えられたため、そこに願いをしたためた短冊を飾る習慣となったそうです。

岩戸町内会から、七夕飾りをいただき、生徒が登下校時に通る通路付近に飾ってあります。夏の風物詩の一つ、どうぞお愉しみください。

悪徳商法から身を守るために

2022年4月1日より、18歳から成年となりました。

それに伴い制度が変更され、トラブルに巻き込まれるケースも出てきているそうです。例えば……

- 保護者の同意がなくても自分の意思だけで契約ができる！（一見、自由に買い物ができる、と思いがちですが…）
- 契約後に「未成年者取消権※」が使えなくなる！（ということは？）



※未成年者取消権とは？

民法による、保護者の同意なく結んだ契約を取り消せる権利で、未成年者の消費被害をくいとめるための役割を持っていましたが、18歳を超えてしまうと適用されなくなるため、悪徳商法などによる被害の拡大が懸念されています。

契約は自己責任。軽い気持ちで契約をしてトラブルにまきこまれないよう、気をつけなくてはなりません。今回のおたよりは、神奈川県消費生活課のチラシをもとに、こんなトラブルにあってしまうかも…どうしたらいいのだろう？ というテーマでお伝えしたいと思います。夏休み、いつもより時間があるからといって、インターネットでの誘いや友だちとの関わりの中で、トラブルにまきこまれないよう、十分注意をしていきましょう。

あなたもこんなトラブルにあってしまうかも！？



◆ケース1「簡単にお金をもうけたい」

友だちや先輩から言葉巧みに勧誘され、借金してまで契約させられるといった「マルチ商法」のトラブルにまきこまれることがあります。知り合いを紹介してくれたら、お金を返すといった話にのってしまうと、友人関係をこわすことにもなりかねません。よくわからない契約は、きっぱりと断りましょう。

SNSのみでつながっている相手との取引は、連絡がとれなくなることもあります。「簡単に大金をかせげる」ことはありません。利用規約などで内容や条件を確認してから契約しましょう。

◆ケース2「有名になりたい」

「タレント・モデル募集中！」という言葉にのり応募したところ、高額のレッスン料を請求されるなど、本来の目的と違う話が出てきてしまうということがあります。契約の内容や費用などをよく確認し、その場では契約しないようにしましょう。

◆ケース3「お得に買い物をしたい」

「お試し限定価格」という宣伝文句で「お得感」をくすぐります。インターネット通販では、事業者は契約内容（定期購入の場合は回数、総額など）や返品が可能かどうかなどを、わかりやすく表示しなくてはなりません。注文する前に、条件をよく確認しましょう。「初回にかぎって〇〇円」という言葉は定期購入を意味します。この値段なら1回だけ…と以为ていても、定期購入の契約をしていることがあります。

◆ケース4「恋愛をしたい」

マッチングアプリで知り合った相手と何回か会っているうちに、販売や勧誘目的であることが発覚する場合があります。インターネット上で知り合った人と会うときは、簡単に信用せず十分に注意しましょう。必要のないものを勧められたらはっきりと断ること、不本意な契約をしてしまった時は消費者センターに相談しましょう。



困ったときは消費者ホットライン「188」へ電話しましょう。最寄りの消費生活センターなどにつながる全国共通の電話番号です。自宅の郵便番号を入力すると、地域の消費生活センターなどにつながります。

横須賀市の消費生活センター（相談窓口）は☎046-821-1314です。

悪徳商法にかかわる人たちは、私たちの「欲しい」「こうなったらいいな」をねらい、言葉巧みに誘ってきます。大切なお金を失ったり、今まで築き上げてきた人間関係もこわしてしまいます。「しまった！」「解約したい！」と思ったら、すぐに相談をしましょう。